

建築士法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○建築士法施行令（昭和二十五年政令第二百一号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>2 （略）</p> <p>（試験委員）</p> <p>第十一条 中央建築士審査会の試験委員は、十人以上三十人以内とし、都道府県建築士審査会の試験委員は、五人以上とする。</p>	<p>2 （略）</p> <p>（試験委員）</p> <p>第十一条 中央建築士審査会の試験委員は、十人以上三十人以内とし、都道府県建築士審査会の試験委員は、五人以上<u>十五人以内</u>とする。</p>